

小浜線新規定期利用助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、J R小浜線の定期券を新たに購入し利用する者に対し、小浜線新規定期利用助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、J R小浜線の定期利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 定期券 J R小浜線の区間に係る通学定期乗車券又は通勤定期乗車券
- (2) 定期利用者 嶺南地域に住所を有する者又は嶺南地域内に所在する学校もしくは事業所等に通う者であつて、定期券を新たに購入し、利用するもの。ただし、当該定期券の有効期間の開始日前3月以内に有効な同一区間の定期券を保有していない者に限る。

(対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、定期利用者とする。

(対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定期券の購入代金のうち1カ月相当額
 - (2) J R小浜線から乗り継ぐバスに係る定期乗車券（有効期間が定期券と同一のものに限る。次項において「バス定期券」という。）の購入代金のうち1カ月相当額
- 2 前項の定期券またはバス定期券について、この助成金以外の助成を受けている場合は、当該助成額を控除した額とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、前条に規定する対象経費の額とし、同一の対象者に対する助成金の交付は、1回限りとする。

(申請者)

第6条 助成金の交付の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 通学定期乗車券 定期利用者の保護者
- (2) 通勤定期乗車券 定期利用者の所属する事業所等

(交付申請)

第7条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小浜線新規定期利用助成申請書兼請求書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小浜線新規定期利用助成決定通知書（様式第2号）により、当該申請者にその旨通知するものとする。

(助成金の支払)

第9条 会長は、定期券の有効期間の開始日から1カ月経過後、定期券の有効状況を調査のうえ、適当と認めるときは、申請者の指定する金融機関に口座振替により、30日以内に助成金を交付するものとする。

- 2 前項の調査により、定期券の払い戻し等が認められたときは、会長は、第8条の規定による交付決定を変更し、申請者に当該額を通知のうえ、申請者の指定する金融機関に口座振替により、30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第10条 会長は、申請に虚偽又は不正があったと認めるときは、第8条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した助成金については、その全部または一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。